

特定個人情報保護評価指針に関する論点

1 初回評価時の重大事故の対象について

(指針(たたき台) P6 第2 6 重大事故)

- 前回の委員会での審議において、以下の点を考慮し、初回評価時の重大事故の対象は「個人情報」とする方向で議論されたところ。
 - ・ 対象を特定個人情報とすると、初回評価は特定個人情報保有前に評価を実施することから、全機関で重大事故の発生がないこととなること。
 - ・ 国民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的を踏まえると、特定個人情報の重大事故だけでなく、個人情報の重大事故を発生させた場合も、厳格な評価をすべきであること。
 - ・ 評価実施機関における負担。
- 内閣官房案においては、初回評価時の重大事故の対象について、特定個人情報とされていたこともあり、地方公共団体から、しきい値判断の要素を変更することについては慎重な意見がある。
- 初回評価時の重大事故の対象について「特定個人情報」とすべきか、「個人情報」とすべきか。

2 情報保護評価書の見直しについて

(指針(たたき台) P12 第5 4 情報保護評価書の見直し)

- 内閣官房案では、「少なくとも1年に1回は、情報保護評価書の内容に変更がないか見直さなければならない。」としている。
- 少なくとも1年に1回は、評価書の記載内容を実態に照らして見直し、記載の変更が必要か否か検討するよう規定しようとしているが、法定の義務または委任の範囲を越えているとの疑義があり、当該見直しを義務付けとするか、努力目標とするか。

3 5年経過前の評価の再実施について

(指針(たたき台) P15 第6 2 (4) 5年経過)

- 内閣官房案では、「プライバシーリスクに対する対策は、時代の変化・技術の進歩・国際動向などによって変化しうるものであり、特定個人情報保護評価を実施してから5年経過するものについては、リスク対策などを見直す必要がある可能性が高いため、特定個人情報保護評価を再度実施するものとする。」としている。
- 5年経過前評価の再実施を規定しようとしているが、法定の義務または委任の範囲を越えているとの疑義があり、当該評価の再実施を義務付けとするか、努力目標とするか。

4 承認対象以外の評価書の点検について

(指針(たたき台) P18 第9 2 承認対象以外の評価書の点検)

- 委員会の承認対象とならない評価書について実施する点検について、どのように位置付けるか。

5 制度等に対する特定個人情報保護評価の推奨について

(指針(たたき台) 第4 特定個人情報保護評価の対象)

- 内閣官房案では、「制度・政策・施策に対しても特定個人情報保護評価を行うことは有用であり、制度等の検討段階での特定個人情報保護評価が推奨される。」としている。
- 制度等に対する特定個人情報保護評価の推奨について、どのように考えるか。

6 プライバシー保護の理念について

(指針(たたき台) P4 第1 1 基本理念)

- 特定個人情報保護評価において、プライバシー保護の観点をどのように位置付けるか。

- 法26条1項において、「指針」は、「特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(「特定個人情報保護評価」)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針」とされている。